

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	2024年10月31日提出
<b>【発行者名】</b>	アセットマネジメントOne株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	取締役社長 杉原 規之
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	積木 利浩
<b>【電話番号】</b>	03-6774-5100
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】</b>	One / フィデリティ・ブルーチップ・グロース株式 ファンド（成長型） One / フィデリティ・ブルーチップ・グロース株式 ファンド（隔月決算・予想分配金提示型）
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】</b>	当初申込期間： One / フィデリティ・ブルーチップ・グロース株式 ファンド（成長型） 2,500億円を上限とします。 One / フィデリティ・ブルーチップ・グロース株式 ファンド（隔月決算・予想分配金提示型） 2,500億円を上限とします。 継続申込期間： One / フィデリティ・ブルーチップ・グロース株式 ファンド（成長型） 2兆円を上限とします。 One / フィデリティ・ブルーチップ・グロース株式 ファンド（隔月決算・予想分配金提示型） 2兆円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年11月8日付をもって提出した有価証券届出書（2024年8月20日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書で訂正済。以下「原届出書」といいます。）について、2024年10月31日より信託報酬率を変更するため、また関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

2023年12月12日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

<訂正後>

2023年12月12日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

2024年10月31日 信託報酬率（税抜）を「年率1.02%」から「年率0.98%」に引き下げ

#### 2【投資方針】

##### (2)【投資対象】

<訂正前>

(略)

(参考)各ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	フィデリティ・ブルーチップ・グロース・ファンド（適格機関投資家専用）
形態	国内籍私募投資信託
主要投資対象	フィデリティ・ブルーチップ・グロース・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フィデリティ・ブルーチップ・グロース・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米国を中心に世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている優良企業の株式に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。</li> <li>・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。</li> <li>・実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</li> <li>・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul> <p>&lt;フィデリティ・ブルーチップ・グロース・マザーファンド&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として米国を中心に世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている優良企業の株式に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。</li> <li>・株式への投資は、高位を維持することを基本とします。</li> <li>・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</li> <li>・運用の指図に関する権限の一部（株式等の投資判断の一部）をFIAM LLCに委託します。</li> <li>・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>

主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式への実質投資割合には制限を設けません。</li> <li>・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</li> <li>・ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。</li> <li>・ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</li> <li>・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</li> </ul>
運用会社 （委託会社）	フィデリティ投信株式会社
申込手数料	ありません。
信託報酬等	純資産総額に対して年率0.715%（税抜0.65%）
その他費用	信託財産に関する租税、組入資産の売買時の売買手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。

（略）

<訂正後>

（略）

（参考）各ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	フィデリティ・ブルーチップ・グロース・ファンド（適格機関投資家専用）
形態	国内籍私募投資信託
主要投資対象	フィデリティ・ブルーチップ・グロース・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

投資態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フィデリティ・ブルーチップ・グロース・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、主として米国を中心に世界(日本を含みます。)の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている優良企業の株式に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。</li> <li>・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。</li> <li>・実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</li> <li>・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul> <p>&lt;フィデリティ・ブルーチップ・グロース・マザーファンド&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として米国を中心に世界(日本を含みます。)の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている優良企業の株式に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。</li> <li>・株式への投資は、高位を維持することを基本とします。</li> <li>・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</li> <li>・運用の指図に関する権限の一部(株式等の投資判断の一部)をFIAM LLCに委託します。</li> <li>・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への実質投資割合には制限を設けません。</li> <li>・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</li> <li>・投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。</li> <li>・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</li> <li>・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</li> </ul>
運用会社 (委託会社)	フィデリティ投信株式会社
申込手数料	ありません。
信託報酬等	純資産総額に対して年率0.649%(税抜0.59%)
その他費用	信託財産に関する租税、組入資産の売買時の売買手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。

(略)

## 4【手数料等及び税金】

## (3)【信託報酬等】

&lt;訂正前&gt;

各ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.122% (税抜1.02%)</p> <p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p> <p>信託報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。</p>		
	支払先	内訳(税抜)	主な役務
	委託会社	年率0.35%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年率0.65%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価	
投資対象とする 国内籍私募投資 信託	ブルーチップファンドの純資産総額に対して年率0.715% (税抜0.65%)		
実質的な負担	各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.837% (税抜1.67%) (概算) 上記は各ファンドが投資対象とするブルーチップファンドを高位に組み入れた状態を想定しています。		

(略)

&lt;訂正後&gt;

各ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.078% (税抜0.98%)</p> <p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p> <p>信託報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。</p>		
	支払先	内訳(税抜)	主な役務
	委託会社	年率0.31%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年率0.65%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価	
投資対象とする 国内籍私募投資 信託	ブルーチップファンドの純資産総額に対して年率0.649% (税抜0.59%)		

実質的な負担	各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.727% (税抜1.57%) (概算) 上記は各ファンドが投資対象とするブルーチップファンドを高位に組み入れた状態を想定しています。
--------	---

(略)

## (5) 【課税上の取扱い】

&lt;訂正前&gt;

(略)

--- (参考情報) ファンドの総経費率 ---

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
〔成長型〕	1.90%	1.12%	0.78%
〔隔月決算・予想分配金提示型〕	1.88%	1.11%	0.77%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2023年12月12日~2024年5月20日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※投資対象とする国内籍私募投資信託(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用は、その他費用(②)に含めています。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、各ファンドについては、投資先ファンドも含め入手し得る情報において計算に含まれていない費用は認識しておりません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

&lt;訂正後&gt;

(略)

--- (参考情報) ファンドの総経費率 ---

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
〔成長型〕	1.90%	1.12%	0.78%
〔隔月決算・予想分配金提示型〕	1.88%	1.11%	0.77%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2023年12月12日~2024年5月20日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※投資対象とする国内籍私募投資信託(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用は、その他費用(②)に含めています。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、各ファンドについては、投資先ファンドも含め入手し得る情報において計算に含まれていない費用は認識しておりません。

※各ファンドは2024年10月31日に信託報酬率(税込)を「年率1.122%」から「年率1.078%」へ引き下げました。また、投資対象とする国内籍私募投資信託の信託報酬(税込)も同日に「年率0.715%」から「年率0.649%」へ引き下げとなりました。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第2【その他の関係法人の概況】

##### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 訂正前 >

###### (1) 受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円（2023年3月末日現在）
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

###### (2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社滋賀銀行（ 1）	33,076	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社中国銀行	15,149	日本において銀行業務を営んでおります。
永和証券株式会社（ 1）	500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
極東証券株式会社	5,251	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
あかつき証券株式会社	3,067	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
めぶき証券株式会社（ 1）	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
むさし証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
中銀証券株式会社	2,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
西日本シティTT証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
浜銀TT証券株式会社	3,308	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
水戸証券株式会社	12,272	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

（注）資本金の額は2023年3月末日現在

（ 1）「隔月決算・予想分配金提示型」の取扱いはありません。

< 訂正後 >

###### (1) 受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円（2024年3月末日現在）
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。



## (2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社北都銀行	12,500	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社荘内銀行	8,500	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社滋賀銀行（ 1）	33,076	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社中国銀行	15,149	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社神奈川銀行（ 1）	6,191	日本において銀行業務を営んでおります。
永和証券株式会社（ 1）	500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
極東証券株式会社	5,251	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
あかつき証券株式会社	3,067	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
めぶき証券株式会社（ 1）	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
むさし証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
中銀証券株式会社	2,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	( 2) 19,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
西日本シティ T T 証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
浜銀 T T 証券株式会社	3,308	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
水戸証券株式会社	12,272	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
三豊証券株式会社	300	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は2024年3月末日現在

( 1) 「隔月決算・予想分配金提示型」の取扱いはありません。

( 2) 2023年12月31日現在